

定額給付金の申請受付

定額給付金の申請受付を4月6日(月)から行っています。

受付期間は10月6日(火)までとなりますので、申請がお済みでない方は、お早めに申請してください。

申請の際には次の書類を併せて提出してください。

- 定額給付金申請書
- 身分証明書のコピー(免許証、旅券、住民基本台帳カード、保険証、年金手帳等のいずれかのコピー)
- 振込先口座の通帳のコピー(口座番号及び名義が記載されているコピー)

詳細については、申請書に同封した留意事項を参照ください。

▼問い合わせ先＝

総務課 定額給付金担当
☎(56) 91800



定額給付金の給付を

装った「振り込め詐欺」や

「個人情報の問い合わせ」に

ご注意ください

●「定額給付金」に関して

○町や総務省などがATM(銀行・コンビニ)などの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

○町や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

○申請書提出前に、町や総務省などが住民の皆様のご世帯構成や銀行の口座番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

○自宅や職場などに町や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってきた場合は、迷わず、役場や下野警察署(又は警察相談電話)＃9110(112)に連絡してください。

▼問い合わせ先＝

総務課 定額給付金担当
☎(56) 91800
下野警察署 生活安全課
☎(52) 0110

納税すませて夏休み

■市町村税徴収強化月間2009夏

●全県下一斉の取組

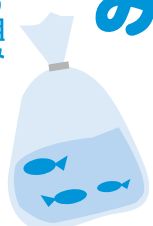
町では、納税の公平と徴収の確保を図るため、7月～8月を「市町村税徴収強化月間2009夏」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

●自主的な納付

町は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分(差押え・公売など)をしなければなりません。差押え財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差押えのためのタイヤロック(写真)をすることもあります。

●徴収確保の取り組み

市町村税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。



〈納税催告〉

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

〈財産調査〉

滞納者の財産について、官公署・金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

〈給与調査〉

滞納者の給与を差押えするため、勤務先に対し給与の調査を行います。

〈差押処分〉

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押えを行います。差押え後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

▼問い合わせ先＝税務課 納税係
☎(56) 91211



滞納処分を
しなくても
よいように、
皆さんの自
主的な納税
をお願いします。

住民税の納め方～ 年金からの特別徴収が始まります②

先月の広報ですすでにお知らせしましたとおり、65歳以上の方の住民税の納め方が変わります。

平成21年10月分の年金から住民税が天引きされる方については、9月までは納付書、又は口座振替で納めていただきます。

それぞれの額については、「平成21年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書」の以下の欄に記載されていますので、内容をご確認ください。

(A) 各納期限までに納付書又は口座振替で納める額

納税通知書の1枚目「納付額」欄の金額になります。

通知書番号		個人コード			
期 別	全 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納 期 限	平成21年 6月30日	平成21年 6月30日	平成21年 8月31日	平成21年11月 2日	平成22年 2月 1日
納 付 額	A				
前納報奨金					
差引納付額					

前納報奨金は、第一期の納期限までに前納した場合に交付されます。

※ A…納付書又は口座振替で納める税額

(B) 年金からの天引き額

納税通知書の4枚目

「特別徴収税額」欄の金額になります。

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際にその支払者が徴収します。

徴 収 月	平成21年10月	平成21年12月	平成22年 2月
特別徴収税額(円)	B	B	B

徴 収 月	平成22年 4月	平成22年 6月	平成22年 8月
仮特別徴収税額(円)			

本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が上の額を特別徴収の方法によって徴収することになります。

※ B…年金から天引きされる税額

(C) 給料からの特別徴収額

(該当がある方のみ)

納税通知書の3枚目「給与から特別徴収の方法に…」欄の金額になります。

(A) + (B) + (C) = 1年間で納める税額の合計

納税通知書の3枚目「年税額」欄の金額になります。

	算 出 所 得 割 額	調 整 控 除	住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除	外 国
	総所得・山林・退職 分離短期譲渡 分離長期譲渡	株式等の譲渡等 先物取引	配当控除	配当譲渡
町民税				
県民税				
年 税 額	減 免 額	給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額	公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額	普通徴収の方法によって徴収する額の合計額

※前納報奨金は、第一期の納期限までに前納した場合に交付されます。

※ C…給料からの特別徴収税額(該当者のみ)

▼問い合わせ先＝

税務課 住民税係 ☎(56)9122

税証明等の交付申請時の 本人確認にご協力を！

9月1日より税証明等について申請する際の本人確認の徹底を図ります。

第三者によるなりすましや不正請求を防止し、個人情報保護を図るため、窓口に来られた方の本人確認を行います。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本人確認書類については次のとおりです。

- 本人確認書類(提示)
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・住民基本台帳カード
- (顔写真付)
- ・外国人登録証

など官公署が発行した顔写真付の身分証明書

※顔写真付の身分証明書を持っていない場合は、健康保険証・年金手帳などを提示してください。

▼問い合わせ先

税務課 納税係
☎(56)9121